

被保険者証の更新について —国保の窓口からお願い—

現在国保に加入されている皆さんの被保険者証が平成21年10月1日から新しい被保険者証に更新されます。

新しい被保険者証を10月1日までに郵送いたしますので、被保険者証が届き次第、古い被保険者証を役場窓口まで返還してください。

(国保税滞納世帯につきましては郵送いたしませんので、町民生活課健康福祉係までお越しください。)



被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

そこで、受診される方は次のことを必ず守るようにしてください。

1 現在入院中あるいは通院中の方は、平成21年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。

2 70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」を交付していますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等の窓口へ提示してください。

3 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

4 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

◎異動の手続きはお早めに

社会保険への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を役場窓口へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などのときは、国保に加入する世帯全員の被保険者証を役場窓口へ持参してください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課健康福祉係

☎ (79) 2113 内線135

◇平成21年10月1日以降に
出産される方から出産育児一時金の支給額と支払い方法が変わります。

①支給額が変わります

4万円引上げ、原則42万円となります。
※産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外の場合は39万円となります。

②直接支払制度が実施されます

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みが変わります。
今後は原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよく
なります。

※出産育児一時金が42万円を超えて支給される場合でも、42万円までが直接支払制度の対象です。42万円を超える部分は国保にご自身で請求していただくこととなります。

※出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などにお支払ください。また、42万円未満の場合は、その差額分を国保に請求することができます。

※出産育児一時金が国保から病院などに直接支払われることを望まれない場合は、出産後に国保から受取る従来の方法もご利用可能です。

◇高額医療・高額介護合算制度

世帯内で国保・介護保険の両保険から給料を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、国保・介護を通じた自己負担限度額(毎年8月～翌年7月までの年額)が適用されることになりました。

※各年7/31を基準日とし、2年で時効となります。領収書は必要ありません。

	国保 + 介護保険 (70歳～74歳)	国保 + 介護保険 (70歳未満を 含む世帯)
現役並み 所得者 (上位所得者)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)
低所得Ⅱ	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
低所得Ⅰ	19万円 (25万円)	34万円 (45万円)

※平成20年度については、通常より対象期間が4カ月長いので通常よりも高い限度額である()内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合等については、通常の限度額を適用します。

※詳しくは役場窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課健康福祉係

☎ (79) 2113 内線135、133